

## 審 査 基 準

平成21年12月2日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の14第3項
処 分 の 概 要：年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）同第9条の14第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）同第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）同第83条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3日（書換えにあつては1日）（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請者の住所地又は法人の所在地を管轄する警察署の生活安全（第一）課
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 045 - 211 - 1212 内線3024、3034
備 考：